

表3—過去6年間の新設公園概況

<昭和42年5月現在>

年度	一般公園		児童公園		合計		市民1人当り公園面積
	カ所数	面積 m ²	カ所数	面積 m ²	カ所数	面積 m ²	
36	2	35,600	4	6,148	6	41,748	1.20
37	2	44,429	11	25,954	13	70,383	1.18
38	—	—	11	15,276	11	15,276	1.14
39	—	—	18	31,881	18	31,881	1.10
40	—	—	21	32,845	21	32,845	1.05
41	—	—	19	23,042	19	23,042	1.02
計	4	80,029	84	135,146	88	215,175	

く行なわれている。こうした事態は、当然無秩序なスプロールを招来することになるので、本市では関係方面と協議しつつ、土地利用計画の策定を急いでいる。そして、昨年できた首都圏近郊緑地保全法に基いて、3カ所の緑地保全区域約1,157ヘクタールと1カ所約110ヘクタールの特別保全地区の指定準備にとりかかり、積極的に緑を保護する施策を進めている。このようにして年々生まれてくる公園緑地帯などの日常管理も当然大きな問題となり、その処理が課題となってきている。ますますりっぱに整備されたレクリエーションの場として提供しなければならない反面、無制限に職員や費用をふやしていくこともできない。そこで現在も戦後急速に増加してきた児童公園については、それぞれ地元で公園の愛護会を結成してもらい、市民の財産として、ささやかな委託費で日常の除草清掃などをお願いしているが、今後ともこの方向で進めていくとともに、一般公園についても有料施設の運営、一般管理など、メンテナンスの委託や請負化の促進と、自治体独自の管理体制の機械化促進による能率向上の研究を進めたいと考えている。

<計画局公園施設課長>

《コメント》

特集・続 行政の再点検と提案

公園行政への期待と提案

田村 明

ここ数十年、とくに最近10年間ほどの社会情勢の変化と、これにともなう生活内容の変化はまことにいちじるしいものがある。とくに大都市生活は衣食住生活をはじめ、戦前とは比較にならない変化を示している。このような市民生活の大幅な変化にともなって、市民サービスにあたる市の行政のあり方、行政の内容も、当然大きな変化をとげざるをえないだろう。

われわれがここでとりあげようとする公園行政についても、一見あまり変化がないように見えながら、そのような新しい市民生活の変化に応じたあり方を考えていかざるをえないのである。

1世紀も前の公園は、都市のなかの一つのアクセサリーであった。都市美運動を中心に推進された近世都市計画のなかで、都市景観をととのえる重要な要素として都市公園はまずとりあげられ、これとブルヴァール<大路>が都市美の大きな要素となったのである。日本で初めての西洋式公園といわれる横浜公園と日本大通の並木道に、われわれは今でもその思想のなごりをよみとることができるのである。公園は積極的にこれを楽しむという要素もないではないが、それよりはむしろ都市の見せ場であり、静かな憩いの場としての景観的スペースとしての意味が強かったのである。

ところが都市化がすすみ、人口が大都市に集中するにおよんで、公園の機能は景観的意義よりも、積極的にこれを利用し、市民の生活の一部としてのたのしみの場所にこれを活用することが要求されてきたのである。山下公園の来訪者が、戦前も多くても数千人であったのが、最近では数万人にも

達すると報告されているのは、この間の事情を物語るものといえよう。

人口の都市化は地価の高騰をまねく。その結果1戸当りの面積は縮小し、住民は立体化して団地生活やアパート生活を余儀なくさせる。このような状態では、自分の住生活のなかで十分の緑と太陽に接することは困難で、そのかわりに広々とした公共の公園で、生活のうるおいを回復するのである。機能的な大都市づくりが早くすすめられた欧米では、このため公共的な公園を自分たちのものとして、大切に利用する慣習が早くから身につけている。日本ではこれまで公共公園にたよらなくても、近くの郊外や狭いながらもわが家の庭で、緑に接するゆとりをめがまれていたため、公園に対しての関心がうすかったのであろうか。しかし最近の大気汚染、騒音などの公害からの脱出と、公害の緩和、とみに苦しくなった住居事情を反映して、積極的に公園の活用が叫ばれるようになった。そのうえ、体位の向上や青少年の非行化防止のためにも、積極的なスポーツの施設も必要となり、自動車交通によって路地のあそび場からおいだされた子どもたちの安全なあそび場も要求されるようになった。

このような諸事情による急激な公園への要望は、なんといっても、公園の量的な拡大を第1にするし、そのほかいろいろな種類の目的にそった内容を要求してくるのである。欧米よりもはるかに低い1人当り都市公園面積の基準の、さらに数分の一にしか達しえない実情は、このような新しい情勢への対応の困難さを物語っている。

紙数もないので、これからの公園行政の全部にふれるわけにはいかないが、主な問題点をのべておこう。

① 都市化によってもたらされた公園需要は、同じ都市化による地価の高騰で、用地取得を不可能にしている。これを解決するには都市化の前にな

んらかの公的手段による用地確保か、または開発事業をできるだけ大規模計画的に行ない、開発事業のなかで公園緑地を確保していくことが必要である。したがって公園行政は、たんなる造園や管理行政でなく、都市開発のなかの土地利用行政や都市開発行政のなかに積極的に位置づけられねばならない。

(2) 公園利用はいまや市民生活のなかの重要な一部である。したがって公園行政がたんなる施設行政、営造物管理にとどまることはできない。市民生活のなかに内在する要望を施設面に生かしていく市民生活との太いパイプが必要である。

(3) さらに広く、アウトドア・レクリエーション活動は米国では連邦政府のもとで積極的に推進されている。いままで、とかく都市公園は自然公園と系統を別個にし、国の行政のなかでも、公園、レクリエーション関係は、建設、厚生、運輸、文部、労働、首都圏整備、総理府などに分かれている。今後は市民の戸外レクリエーション活動のバックアップという立場からの総合性を発揮する必要がある。

(4) 都市公園は憩いの場であり、レクリエーションの場であるとともに集いの場である。市民が互いに語りあい、ふれあう集いの場としての市民広場が、公園の新しい機能として設置されていく必要がある。

(5) 緑は都市の生活を守るものであるが、それは公害から物理的、生理的に守るだけではない。失なわれた情操を回復する生活の本当の豊かさが、今後の市民生活のなかにますます必要になってくるであろうし、公園はそのための重要な役割をはたすのである。

<都市計画家>